



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○ 公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則（衛生業務課）	1
○ 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（衛生業務課）	8
<b>告 示</b>	
○ 沖縄県税条例の規定による申告の期限の延長（税務課）	8
○ 歳入の徴収の事務の委託（地域・離島課）	9
○ 歳入の収納の事務の委託（地域・離島課）	9
○ 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）	9
○ 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課）	9
○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・2件（水産課）	10
○ 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）	10
○ 都市計画事業の変更の認可・2件（下水道課）	10
○ 建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定の一部を改正する告示（建築指導課）	11
○ 収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示（会計課）	11
<b>教育委員会事項</b>	
○ 技能教育のための施設の指定	12
<b>正 誤</b>	
○ 令和3年2月16日付け公報定期第4911号中訂正	12

## 規 則

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第3号

#### 公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

**第1条** 公衆浴場法施行細則（昭和47年沖縄県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

(3) 公衆浴場の種別

(4) 入浴料金

第2条第2項第4号中「定款又は寄附行為の写し」を「定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書」に改める。

第1号様式中「公衆浴場の種類」を「公衆浴場の種類※」に、「公衆浴場の種別」を「公衆浴場の種別※」に、「工事着手及び落成予定年月日」を「工事着手及び落成予定年月日※」に、「入浴料金」を「入浴料金※」に、「営業施設の構造設備の概要」を「営業施設の構造設備の概要※」に、「見取図」を「見取図※」に、「平面図」を「平面図※」に、「承諾書」を「承諾書※」に、「寄附行為の写し」を「寄附行為の写し及び登記事項証明書」に、「建築確認通知書の写し」を「建築確認通知書の写し※」に、「個室詳細図」を「個室詳細図※」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

※の欄又は書類については、申請者が公衆浴場の営業を譲り受けた者である場合であつて、当該営業を譲渡した者が許可を受けた内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けたことを証する旨の書類を添付してその欄の記載又は書類の添付を省略することができる。

第5号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付された法定相続情報一覧図の写し」を加える。

（旅館業法施行細則の一部改正）

**第2条** 旅館業法施行細則（昭和47年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「定款の写し、寄附行為の写し又は登記事項証明書」を「定款又は寄附行為の写し」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第1号様式中「営業の種別」を「営業の種別※」に、「**営業施設の構造設備**」を「**営業施設の構**

**造設備※**」に、「省令第5条第1項各号に該当することの有無」を「省令第5条第1項各号に該当する

ことの有無※」に、「図面」を「図面（第2条第3項に該当する場合にあつては、同項に規定する配置図

及び平面図を含む。）※」に、  
 2 営業施設の周囲おおむね150メートル以内の見取図  
 3 法人にあつては、定款の写し、寄附行為の写し又は登記事項証明

書」を「2 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

※の欄又は書類については、申請者が旅館業の営業を譲り受けた者である場合であつて、当該営業を譲渡した者が許可を受けた内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けたことを証する旨の書類を添付してその欄の記載又は書類の添付を省略することができる。

第3号様式及び第3号様式の2中「定款の写し、寄附行為の写し又は登記事項証明書」を「定款又は寄附行為の写し」に改める。

第4号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付された法定相続情報一覧図の写し」を加える。

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

**第3条** クリーニング業法施行細則（昭和47年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「第47条」を「第57条」に改める。

第3号様式中「種別」を「種別※」に、「従事者数 名」を「従事者数※ 名」に、「※添付書類」を「添付書類」に、「1 平面図 2 見取図 3 従事クリーニング師の本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号を記載した書類 4 取次所又は仕上げのみの場合は、洗たくを行うクリーニング所の検査確認済証の写し 5 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名、無店舗取次店を営んでいるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書

「1 クリーニング所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図※

2 従事クリーニング師の本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号を記載した書類※

3 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及

類」を び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名、無店舗取次店を営んでいるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類」

改め、同様式第2面の前に備考として次のように加える。

備考

※の欄又は書類については、届出者がクリーニング所の営業を譲り受けた者である場合であつて、当該営業を譲渡した者が届け出た内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けたことを証する旨の書類を添付してその欄の記載又は書類の添付を省略することができる。

第3号様式中「構造及び設備の概要」を「構造及び設備の概要※」に改める。

第3号様式の2中「営業区域」を「営業区域※」に、「取扱区分」を「取扱区分※」に、「構造の概

要」を「構造の概要※」に、

従事者
-----

を

従事者※
------

に改め、

洗たく物を処理するクリーニング所	名称
	所在地

--	--

を削り、「※添付書類」を「添付書類」に、

- 「1 業務用車両の自動
- 2 法人にあっては、
- 3 他に無店舗取次店
- 業務用車両の自動車
- 合はその氏名、ク
- 及び従事者数並びに
- 4 洗たくを行うク

車検査証の写し

定款又は寄附行為の写し

を営んでいるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場

を「他に無店舗取次店を

クリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地

従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類

クリーニング所の検査確認済証の写し

営んでいるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名、クリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

※の欄については、届出者が無店舗取次店の営業を譲り受けた者である場合であって、当該営業を譲渡した者が届け出た内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けたことを証する旨の書類を添付してその欄の記載を省略することができる。

第3号様式の3中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付された法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式に次のように加える。

- 3 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名、無店舗取次店を営んでいるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類

第3号様式の5中「※添付書類 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の登記簿謄本」を「添付書類

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の登記事項証明書
- 2 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名、無店舗取次店を営んでい に改めるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類

る。

「添付書類

第3号様式の6中「※添付書類 分割により地位を承継した法人の登記簿謄本」を

- 1 分割により地
- 2 他にクリーニ
- 者数並びに従事
- その無店舗取次
- 号及び従事者数

位を承継した法人の登記事項証明書  
ング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及び従事  
者中にクリーニング師のある場合はその氏名、無店舗取次店を営んでいるときは、  
店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番  
並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類」  
に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

**第4条** 食品衛生法施行細則(昭和47年沖縄県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第2号様式及び第3号様式中(注意)5及び6を削り、「(添付書類)」を「(新規に許可を申請する  
場合の添付書類)」に、  
1 営業設備の概要(営業設備の構造を記載した図面でも  
2 案内図

可)を「営業設備の構造を記載した図面及び営業設備の概要(申請者が営業の許可を受けた者から営  
業を譲り受けた者である場合であつて、当該営業を譲り渡した者が許可を受けた内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付して省略することができる。)」に改める。

第8号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の  
規定により交付された法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第10号様式及び第11号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(沖縄県興行場の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

**第5条** 沖縄県興行場の基準等に関する条例施行規則(昭和59年沖縄県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、申請者が、法第2条第1項の許可を受けて興行場を営む者から当該営業を譲り受けた者である  
場合であつて、当該営業を譲渡した者が許可を受けた内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けた  
ことを証する旨の書類を添付して、第3号から第5号まで、第8号及び第9号に掲げる事項のうち変  
更がない事項の記載を省略することができる。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、申請者が、法第2条第1項の許可を受けて興行場を営む者から当該営業を譲り受けた者である  
場合であつて、当該営業を譲渡した者が許可を受けた内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けた  
ことを証する旨の書類を添付して、第2号から第6号までに掲げる書類のうち変更がないものの添付  
を省略することができる。

第2条第2項第1号中「定款又は寄附行為の写し」を「登記事項証明書」に改める。

第4条第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条  
第5項の規定により交付された法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第5条第2項及び第5条の2第2項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第1号様式中「興行場の構造設備」を「興行場の構造設備※」に、「入場者の定員」を「入場者の定員  
※」に、「衛生責任者」を「衛生責任者※」に、「管理者」を「管理者※」に改め、同様式に備考として  
次のように加える。

備考

※の欄については、申請者が興行場の営業を譲り受けた者である場合であつて、当該営業を譲渡した  
者が許可を受けた内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けたことを証する旨の書類を添付してそ  
の欄の記載を省略することができる。

第4号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の  
規定により交付された法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第6号様式及び第6号様式の2中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

**第6条** 理容師法施行細則(平成10年沖縄県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第1号様式を次のように改める。

**第1号様式**(第2条関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名 印  
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

理容所開設届

下記のとおり、理容所を開設しますので、理容師法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

理容所の名称		所在地	
開設予定年月日	年 月 日		
構造設備の概要※	別紙のとおり		
理容師※			
登録番号	氏名	住所(管理理容師のみ)	管理理容師資格取得年月日及び番号
第 号			第 . . 号
第 号			第 . . 号
第 号			第 . . 号
第 号			第 . . 号
その他の従業員の氏名※			
重複開設の場合※	美容所の名称(既設の場合)		
	美容所開設予定年月日(開設予定の場合)		

添付書類

- 1 理容所の構造設備の概要を明らかにした平面図※
- 2 医師の健康診断書(第2号様式)※
- 3 管理理容師を置く場合にあっては認定講習会修了証の写し※
- 4 外国人が届出をする場合にあっては、住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。)

備考

※の欄又は書類については、届出者が理容所の営業を譲り受けた者である場合であって、当該営業を譲渡した者が届け出た内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けたことを証する旨の書類を添付してその欄の記載又は書類の添付を省略することができる。

第2号様式中「(日本工業規格A4判)」を削る。

第3号様式中「名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名」を「名称、主たる事務所

の所在地及び代表者の氏名」に改め、

重複開設(該当するものを○で囲う。)	該当する / 該当しない
--------------------	--------------

及び「（日本工業規格A4判）」を削る。

第4号様式中

「重複開設（該当するものを○で囲う。）

該当する / 該当しない

を削り、

「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付された法定相続情報一覧図の写し」を加え、「（日本工業規格A4判）」を削る。

第5号様式中「（日本工業規格A4判）」を削る。

第6号様式及び第7号様式中「代表者の住所 氏 名 印」を「代表者の氏名 印」に改め、

「重複開設（該当するものを○で囲う。）

該当する / 該当しない

を削り、「登記簿謄本」

を「登記事項証明書」に改め、「（日本工業規格A4判）」を削る。

第8号様式中「名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名」に改め、「（日本工業規格A4判）」を削る。

第9号様式中「（日本工業規格A4判）」を削る。

第10号様式中「名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名」に、「失なった」を「失った」に改め、「（日本工業規格A4判）」を削る。

第11号様式中「名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名」に改め、「（日本工業規格A4判）」を削る。

（美容師法施行細則の一部改正）

**第7条** 美容師法施行細則（平成10年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第1号様式を次のように改める。

**第1号様式**（第2条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

美容所開設届

下記のとおり、美容所を開設しますので、美容師法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

美容所の名称		所在地	
開設予定年月日	年 月 日		
構造設備の概要※	別紙のとおり		
美容師※			
登録番号	氏名	住所（管理美容師のみ）	管理美容師資格取得年月日及び番号
			美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無

第 号			第 号	有 無
第 号			第 号	有 無
第 号			第 号	有 無
第 号			第 号	有 無

その他の従業員の氏名※

重複開設の場合※	理容所の名称（既設の場合）	
	理容所開設予定年月日（開設予定の場合）	

添付書類

- 1 美容所の構造設備の概要を明らかにした平面図※
- 2 医師の健康診断書（第2号様式）※
- 3 管理美容師を置く場合にあつては認定講習会修了証の写し※
- 4 外国人が届出をする場合にあつては、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

備考

※の欄又は書類については、届出者が美容所の営業を譲り受けた者である場合であつて、当該営業を譲渡した者が届け出た内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けたことを証する旨の書類を添付してその欄の記載又は書類の添付を省略することができる。

第2号様式中「（日本工業規格A4判）」を削る。

第3号様式中「名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名」を「名称、主たる事務所

の所在地及び代表者の氏名」に改め、	「重複開設（該当するものを○で囲う。）	該当する / 該当しない
-------------------	---------------------	--------------

及び「（日本工業規格A4判）」を削る。

第4号様式中	「重複開設（該当するものを○で囲う。）	該当する / 該当しない	を削り、
--------	---------------------	--------------	------

「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付された法定相続情報一覧図の写し」を加え、「（日本工業規格A4判）」を削る。

第5号様式中「（日本工業規格A4判）」を削る。

第6号様式及び第7号様式中「代表者の住所 氏 名 印」を「代表者の氏名 印」に改め、

「重複開設（該当するものを○で囲う。）	該当する / 該当しない	を削り、「登記簿謄本」
---------------------	--------------	-------------

を「登記事項証明書」に改め、「（日本工業規格A4判）」を削る。

第8号様式中「名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名」に改め、「（日本工業規格A4判）」を削る。

第9号様式中「（日本工業規格A4判）」を削る。

第10号様式中「名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名」を「名称、主たる事務所

の所在地及び代表者の氏名」に、「失なった」を「失った」に改め、「（日本工業規格A4判）」を削る。

第11号様式中「名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名」に改め、「（日本工業規格A4判）」を削る。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際第1条の規定による改正前の公衆浴場法施行細則、第2条の規定による改正前の旅館業法施行細則、第3条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則、第4条の規定による改正前の食品衛生法施行細則、第5条の規定による改正前の沖縄県興行場の基準等に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の理容師法施行細則又は第7条の規定による改正前の美容師法施行細則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第4号**

**製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則**

製菓衛生師法施行細則（昭和47年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条中「6カ月」を「6か月」に、「名刺型」を「縦4センチメートル、横3センチメートル」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「第47条」を「第57条」に改める。

第1号様式中「  
年 月 日生」を「生年月日 年 月 日  
電話番号」に改める。

第2号様式中「  
年 月 日生」を「生年月日 年 月 日  
電話番号」に改める。

第4号様式中「氏 名 ④」を「氏 名 ④  
電話番号」に、

「よごし又は失った」を「汚し、又は失った」に改める。

第5号様式中「  
年 月 日生」を「生年月日 年 月 日  
電話番号」に改める。

第6号様式中「  
「従事者の本籍  
” 住 所  
” 住 所  
” 氏 名」  
を  
「従事者の本籍  
” 住 所  
” 住 所  
” 氏 名」  
に、  
「2 ” 所在地」を「2 従事した施

設の所在地」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際改正前の製菓衛生師法施行細則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

**告 示**

**沖縄県告示第77号**

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号。以下「条例」という。）第11条の規定により、県内に住所及



び事務所、事業所又は家屋敷を有する者に係る条例第18条第1項第1号及び第2号の規定により課する個人の県民税並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する者に係る条例第46条第3項及び第5項の規定により課する個人の事業税の申告の期限を令和3年4月15日まで延長する。

令和3年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

---

#### 沖縄県告示第78号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和3年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
  - 2 受託者の名称及び所在地
    - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
    - (2) 所在地 東京都千代田区麴町四丁目8番1号
  - 3 委託期間 令和3年2月26日から令和4年2月25日まで
- 

#### 沖縄県告示第79号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和3年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金、遅延利息及び繰上償還金の収納事務
  - 2 受託者の名称及び所在地
    - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
    - (2) 所在地 東京都千代田区麴町四丁目8番1号
  - 3 委託期間 令和3年2月26日から令和4年2月25日まで
- 

#### 沖縄県告示第80号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市西地区営水利施設整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年3月1日から同月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

---

#### 沖縄県告示第81号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市南上原地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地計画について

て、令和3年2月16日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月26日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年3月1日から同月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

---

#### 沖繩県告示第82号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成29年沖繩県告示第139号で同意の認定をした那覇北加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和3年2月26日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

---

#### 沖繩県告示第83号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成29年沖繩県告示第117号で同意の認定をした渡嘉敷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和3年2月26日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

---

#### 沖繩県告示第84号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖繩県南部土木事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年2月26日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 南城市大里字大城及び佐敷字新里
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年2月2日から同年3月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

---

#### 沖繩県告示第85号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸満市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年2月26日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 糸満市字糸満及び字真栄里地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年1月25日から同年10月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）

---

#### 沖繩県告示第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和63年沖繩県告示第87号で認可した名護都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年2月26日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画下水道事業
  - (2) 名称 名護市特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和63年2月2日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

---

#### 沖縄県告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成2年沖縄県告示第210号で認可した宮古都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 宮古都市計画下水道事業
  - (2) 名称 宮古島市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成2年3月6日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

---

#### 沖縄県告示第88号

平成16年沖縄県告示第51号（建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定）の一部を次のように改正し、令和3年2月26日から施行する。

令和3年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第2項中「平成33年2月28日までの17年間」を「令和7年2月28日までの21年間」に改める。

第6項第1号中「国、県又は建築主事を置く市町村等」を「国、都道府県又は建築主事を置く市町村」に改め、同項第3号中「第6条の3第1項第1号及び第2号」を「第6条の4第1項第1号及び第2号」に改める。

---

#### 沖縄県告示第89号

昭和58年沖縄県告示第218号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

収納代理金融機関の名称、所在地、取扱店舗及び取扱事務の範囲の表沖縄県信用漁業協同組合連合会の項中「沖縄県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に、「那覇市」を「福岡県福岡市」に、「本店」を「沖縄統括支店」に改める。

---

### 教育委員会事項

---

沖縄県教育委員会告示第1号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定により技能教育のための施設を次のとおり指定し、併せて学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の2の規定により次のとおり連携科目等を指定した。

令和3年2月26日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地 エナジックススポーツ高等学院 名護市字瀬嵩296番地
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の教科に属する科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の教科に属する科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス実務	ビジネス実務
情報処理	情報処理

- 3 指定年月日 令和3年2月3日

**正 誤**

令和3年2月16日付け公報定期第4911号掲載の「開発行為に関する工事の完了」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	上から3	令和2年	令和3年

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--